

令和5年3月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和5年3月1日(水) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和5年3月1日(水) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
企画財政課長	佐藤 嘉彦	福祉課長	平田 章浩

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

- 議案第 1 号 森町個人情報保護に関する法律施行条例について
議案第 2 号 森町情報公開・個人情報保護審査会条例について
議案第 3 号 森町犯罪被害者等支援条例について
議案第 4 号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号 森町防災会議条例の一部を改正する条例について
議案第 6 号 森町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について
議案第 7 号 森町消防団条例の一部を改正する条例について
議案第 8 号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 10 号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 11 号 令和4年度森町一般会計補正予算（第14号）
議案第 12 号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 13 号 令和4年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 14 号 令和4年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 15 号 令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 16 号 令和4年度森町病院事業会計補正予算（第4号）
議案第 17 号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
議案第 18 号 東遠学園組合規約の変更について

- 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について（森町三倉デイサービスセンター）
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（森町森デイサービスセンター）
- 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について（森町園田デイサービスセンター）
- 議案第22号 森町道路線の廃止について
- 議案第23号 森町道路線の認定について
- 議案第24号 令和5年度森町一般会計予算
- 議案第25号 令和5年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 令和5年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第28号 令和5年度森町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 令和5年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第30号 令和5年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第31号 令和5年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第32号 令和5年度森町水道事業会計予算
- 議案第33号 令和5年度森町病院事業会計予算

< 議事の経過 >

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年3月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

発言するとき、また、発言が終了したときには、マイクボタンを押すようにお願いします。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許

可を求めなければならない」とあります。

新型コロナウイルス対策のため、本定例会は、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときには着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、7番加藤久幸君及び8番中根信一郎君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの24日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月24日までの24日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果についての報告が来ております。

お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

日程第4、議案第1号「森町個人情報の保護に関する法律施行条例について」及び日程第5、議案第2号「森町情報公開・個人情報保護審査会条例について」議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今一括して上程されました、議案第1号「森町個人情報の保護に関する法律施行条例について」及び議案第2号「森町情報公開・個人情報保護審査会条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に直接適用されるため、関係する条例の整備を行うものであります。

初めに、議案第1号「森町個人情報の保護に関する法律施行条例について」ご説明申し上げます。

本案は、法律の改正により個人情報保護制度が法律に一元化されることにより、現行の「森町個人情報の保護に関する条例」を廃止し、法の施行に関し法律で委任された事項などを条例で定めるものであります。併せて、現行の条例を引用する「森町印鑑条例」についても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号「森町情報公開・個人情報保護審査会条例について」申し上げます。

本案は、法律の改正により、「審査請求があった場合には審査会に諮問しなければならない。」との法律の規定に基づき、審査会の条例を制定するものであります。条例の制定にあたり、現行の「森町個人情報の保護に関する条例」に基づき設置されている森町個人情報保護審査会及び「森町情報の公開に関する条例」に基づき設置されている森町情報公開審査会は、個人情報の取扱いや調査審議等が共通していることから、より適正かつ専門的な調査審議を行うため、国の情報公開・個人情報保護審査会設置法に準じて2つの審査会を統合し、「森町情報公開・個人情報保護審

査会」として定めるものであります。併せて、本条例の制定にともない、関係する「森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」及び「森町情報の公開に関する条例」について、所要の改正を行うものであります。

なお、2議案ともに施行期日は、令和5年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第6、議案第3号「森町犯罪被害者等支援条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第3号「森町犯罪被害者等支援条例について」提案理由の説明を申し上げます。

国では犯罪被害者等基本法を制定し、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念と共に、国、地方公共団体及び国民の責務を定め、犯罪被害者に対する支援を行っております。また、近年、県内の自治体においても「犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等に対する支援に取り組む動きがあります。

本案は、このような県内の条例制定の状況を踏まえ、森町においても犯罪被害者等への支援に関する町の姿勢を示すとともに犯罪被害者等を支えることを目的として条例を制定するものであります。併せて、本条例の制定に伴い、関係する「森町安心で安全なまちづくり条例」について所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は、令和5年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (中根幸男君) 日程第7、議案第4号「森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第4号「森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年4月6日に公布された「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」により、最近における物価の変動等を鑑み、国会議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げが行われました。

これを受け、公職選挙法施行令で定める項目の限度額を改正するとともに、選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費についても、施行令の算定額の改正に伴い、町で定める限度額を改正するものであります。

なお、施行期日は、公布の日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (中根幸男君) 日程第8、議案第5号「森町防災会議条例の一部を改正する条例について」及び日程第9、議案第6号「森町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について」議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長

(太田康雄君) ただ今一括して上程されました、議案第5号「森町防災会議条例の一部を改正する条例について」及び議案第6号「森町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町の機構改革により課の再編が行われたため、森町防災会議及び森町国民保護協議会の条例で定める委員の数を17人から19人に改めるものでございます。

なお、2議案ともに施行期日は、公布の日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

(中根幸男君) 日程第10、議案第7号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長

(太田康雄君) ただ今上程されました、議案第7号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防庁より消防団員数の減少による地域防災力の低下を危惧し、消防団員の処遇改善のため「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知が発出され、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が定められました。その中で「出動報酬の額は、災害に関する出動については、1日当たり8,000円を標準とする。」とされたことを受け、森町消防団の災害に関する「出動手当」を「出動報酬」に名称を改めるとともに、報酬の額を改正するものであります。

なお、施行期日は、令和5年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第11、議案第8号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第8号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国が少子化対策を喫緊の課題ととらえ、出産育児一時金を増額するとの方針のもと、全国一律8万円を引き上げるための健康保険法施行令の改正を行ったことを受け、森町国民健康保険条例の出産育児一時金の額を42万円から50万円に改正するものであります。

なお、施行期日は、令和5年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第12、議案第9号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」及び日程第13、議案第10号「森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今一括して上程されました、議案第9号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例について」及び議案第10号「森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年通常国会において可決された「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」を受け、関係する条例の整備を行うものであります。

初めに、議案第9号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、自治体が基準を定める条例の制定にあたり、従うべき国の基準「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正され、安全計画の策定に係る規定及び自動車を運行する場合の所在の確認に係る規定等が新設されることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号「森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」申し上げます。

今回の改正は、自治体が基準を定める条例の制定にあたり、参酌すべき国の基準「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正され、安全計画の策定に係る規定、自動車を運行する場合の所在の確認に係る規定及び業務継続計画の策定に係る規定等が新設されることから、所要の改正を行うものでございます。

なお、2議案ともに施行期日は、令和5年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長

(中根 幸 男 君) 日程第14、議案第11号「令和4年度森町一般会計補正予算(第14号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第11号「令和4年度森町一般会計補正予算(第14号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ263,165千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,255,755千円とするものであります。

10ページ、第2表、繰越明許費補正につきましては、各種事業の進捗状況に基づきまして、令和5年度に繰り越す事業及び金額を追加するものでございます。

2款1項の財産管理経費につきましては、町有林分収交付金及び町有林間伐作業等業務委託料でございまして、台風15号による林道の被災を受け、木材の搬出に想定より時間を要し、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

4款1項の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、令和4年度事業の残務処理に関する経費について、繰り越して対応するものでございます。

3項の上水道事業会計繰出金(上水道安全対策事業繰出金)につきましては、上水道事業会計の北部配水池増設工事において、現場の進捗状況により令和4年度の計画工程に届かず、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

6款1項の農業者肥料高騰対策支援金につきましては、国の支援事業に上乗せ補助を行うものでございますが、支援事業スケジュールに遅延が生じ、補助対象者が確定できず、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

2項の農業振興地域整備計画作成業務につきましては、委託先の測量・建設コンサルティング業者について、昨年9月の台風15

号豪雨災害に伴う災害復旧への対応を最優先にさせていただいたため、当該事業への着手が遅延し、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

また、団体営農村地域防災減災事業につきましては、国の総合経済対策に伴う補正予算の割り当てがあり、県との協議を経て町の第12号補正予算でお認めいただきました事業でございます。交付決定の見込みが立ちましたので、前倒しして事業着手するとともに令和5年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

7款1項の歴史的文化的建築物利活用改修設計業務につきましては、令和3年度に取得いたしました城下地内 旧藤江勝太郎家の利活用に係る改修設計を委託するものであり、利活用方法については、プロポーザル方式により3事業者より事業提案があり、庁内での提案内容の審査を経て業者選定をいたしました。選定した業者との今後の利活用方法の検討に期間を要し、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

また、森掛川IC周辺地区開発可能性調査業務につきましては、委託先の測量・建設コンサルティング業者について、昨年9月の台風15号豪雨災害に伴う災害復旧への対応を最優先にさせていただいたため、当該事業に必要な資機材等の調達や技術者の確保が困難となり、業務工程に遅れが生じ、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

8款2項の町単独道路改良事業につきましては、辺地事業の町道乙丸田能線改築工事、町道大上宮奥線改築工事、町道宮代東大洞院線改築工事と、中遠広域事務組合一宮最終処分場に係る小規模地元環境整備事業により実施しております町道外宮・三反田線外1路線改築工事、町道宮代東大洞院線改築工事及び緊急自然災害防止対策事業の町道栄泉寺線法面对策事業において、各事業を受注した町内の建設事業者について、昨年9月の台風15号豪雨災害に伴う災害復旧への対応を最優先にさせていただいたため、当該

事業の着工が遅延し、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

交通安全対策事業（森・天宮地区）につきましては、町道新田赤松線改築事業において地元地権者との調整に時間を要したため、年度内完了が困難な見込みとなったことに加え、国の補正予算第2号の成立に伴い、令和5年度に予定していた交通安全対策事業費補助金が令和4年度へ前倒しとなったことから、本補正予算に計上し、令和5年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

防災・安全交付金事業（舗装修繕）につきましては、国の補正予算第2号の成立に伴い、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策分として令和5年度に予定していた防災・安全交付金が令和4年度へ前倒しとなったことから、本補正予算に計上し、令和5年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化）事業につきましては、160号橋と河原橋の修繕事業につきまして、各事業を受注した町内の建設事業者について、昨年9月の台風15号豪雨災害に伴う災害復旧への対応を最優先にさせていただいたため、当該事業の着工が遅延し、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものと、国の補正予算第2号の成立に伴い、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策分として令和5年度に予定していた道路メンテナンス補助金（橋梁長寿命化）が令和4年度へ前倒しとなったことから、本補正予算に計上し、令和5年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

3項の町単独河川改修事業につきましては、令和5年度事業として計画しておりましたが、国より令和4年度の緊急自然災害防止対策事業の対象事業の追加募集がございましたので、早期着手のため追加要望を行い、採択を受けましたので、本補正予算に計上し、令和5年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

9款1項の消防施設整備事業につきましては、消防団車輛の更

新でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大及び世界的な半導体不足等により、消防車輛製作に遅れが生じており、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

11款1項の農業用施設災害復旧測量設計業務につきましては、一宮地区伏間川藪田頭首工及び大鳥居地区三倉川頭首工の河川協議等に係る測量設計業務について、時間を要する見込みであり、令和5年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

11ページ、第3表、債務負担行為補正につきましては、現在業務委託契約を行っております可燃ごみ収集運搬業務が、令和4年度末で期限を迎えることから、令和5年度に向けて可燃ごみの収集運搬に支障が生じないように、新たに3年間を期間とする業務委託契約事務等を進めるため、設定するものでございます。

12ページ、第4表、地方債補正につきましては、まず、1の追加でございますが、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業につきましては、国の補正予算第2号の成立に伴い前倒しされたことを受け、本補正予算に計上いたしました防災・安全交付金事業（舗装修繕）及び道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化）の財源として追加するものでございます。

次に2の変更でございますが、公共事業等につきましては、交通安全対策事業（森・天宮地区）の財源として、限度額を増額する変更でございます。

公共土木施設等災害復旧事業につきましては、台風15号の災害復旧工事の財源として見込んでいた国庫補助金のかさ増し分を補助災害復旧事業債へ振り替えるものと、補助災害復旧事業の基準に満たない崩土処理や倒木撤去費用に加え、観光施設土砂撤去等災害復旧分の財源として限度額を増額する変更と、台風15号災害復旧事業の実施設計委託料へ国庫補助金が入ることに伴い、限度額を減額する変更でございます。全体といたしましては、起債の目的を公共土木施設に加え公共施設を対象とするため「等」を

加えるとともに、増額する変更でございます。

農林水産業施設災害復旧事業につきましては、当該起債を財源として見込んでいた台風15号災害復旧事業の実施設計委託料へ国庫補助金が入ることに伴い、限度額を減額する変更でございます。

緊急自然災害防止対策事業につきましては、町単独河川改修事業の財源として、限度額を増額する変更でございます。

臨時財政対策債につきましては、発行可能額の算定の結果を受け、当初見込額を下回ることから、限度額を減額する変更でございます。

それでは以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

13・14ページ、2款1項5目、財産管理費84,399千円のうち、町有林分収交付金1,386千円につきましては、木材売払収入の増加見込みに伴い、交付金を増額するものでございます。

財政調整基金積立金700千円につきましては、国債の運用により生じた利益等を積み立てるものでございます。

環境保全基金積立金464千円につきましては、歳入で受け入れますペットボトル有償入札拠出金分配金を基金に積み立てるものでございます。

ふるさと応援基金積立金50,000千円につきましては、本年度いただきましたふるさと応援寄附金の一部を基金に積み立てるものでございますが、寄附の見込額の増加に伴い、積立見込額を増額するものでございます。

企業立地推進基金積立金26,411千円につきましては、町有地の土地売払代を積み立てるものでございます。

地域振興基金積立金4,438千円につきましては、国債の運用により生じた利益等を積み立てるものでございます。

また、こども応援基金積立金1,000千円につきましては、民生費寄附金を積み立てるものでございます。

2項1目、企画総務費53,417千円のうち、まず、天竜浜名湖鉄

道経営助成費補助金3,417千円につきましては、コロナ禍で経営に大きな影響を受けているため、県及び沿線5市1町で実施する追加支援における森町負担分でございます。また、ふるさと納税推進事業費50,000千円につきましては、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴い、委託料等を増額するものでございます。

15・16ページ、3款1項1目、社会福祉総務費11,906千円のうち、扶助費7,525千円につきましては、共同生活援助や就労継続支援A型の利用者の増加に伴う障害福祉サービス費等給付事業1,533千円の増額及び義足などの申請の増加に伴う補装具費給付費5,992千円の増額でございます。

償還金、利子及び割引料4,381千円につきましては、令和3年度に実施しました心身障害児者福祉費及び自立支援給付費に係る事業の精算に伴う国及び県への返還金でございます。

4目、老人福祉費1,263千円のうち、低所得者保険料軽減繰出金1,255千円につきましては、精算に伴う繰出金でございます。

6目、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費13,700千円の減額につきましては、森町生活・暮らし支援臨時特別給付金事業の実績に基づき減額するものでございます。

2項4目、児童福祉施設費3,838千円につきましては、令和5年度の森放課後児童クラブの利用児童数増に対応するため、保健福祉センター望月プラザ内の大広間を森第3クラブとして新規開設するための準備経費と、森第2及び飯田放課後児童クラブの利用児童数増に対応するため、児童用長机やロッカー等の購入経費でございます。

17・18ページ、4款1項2目、予防費21,100千円の減額につきましては、定期予防接種のうち、子宮頸がんワクチン等の接種実績に基づき定期予防接種委託料及び定期予防接種負担金を減額するものでございます。

5目、診療所費60,000千円につきましては、森町病院の経営基盤の強化のため追加の繰り出しを行うもので、今年度の繰出金額

は通常分の500,000千円に、新型コロナウイルス感染症対策に係る新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金7,500千円及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金20,000千円を加え、総額で527,500千円となります。

2項1目、清掃総務費1,075千円につきましては、昨年9月の台風15号被害に伴い、被災者等が搬入した災害ごみ処分に係る一部事務組合への災害廃棄物処理負担金1,407千円の計上と、同負担金による収入増に伴い332千円を減額する袋井市森町広域行政組合ごみ処理施設費分担金でございます。

2目、し尿処理費2,716千円につきましては、袋井市森町広域行政組合し尿処理施設費分担金でございます。電気料金高騰による衛生センター管理委託料の増に伴う分担金の増額でございます。

19・20ページ、3項1目、水道総務費4,000千円の減額につきましては、飲料水供給施設整備費補助金について、台風15号の被災に伴い、復旧が必要であるものの年度内に復旧作業に着手することが困難なものについて、減額するものでございます。

6款1項2目、農業総務費5,000千円につきましては、農業者肥料高騰対策支援金でございます。肥料価格が上昇を続けておりますので、増額し対応するものでございます。

3項2目、林業振興費3,000千円の減額につきましては、インフラ保全森林整備業務委託料でございます。台風15号の影響により事業地沿線の町道三倉下田線が被災し、高所作業車等が進入できず、今年度中の事業着手が難しいことから減額するものでございます。

21・22ページ、7款1項1目、商工総務費7,409千円の減額につきましては、中小企業等燃料費高熱水費高騰支援事業補助金でございます。実績に基づき減額するものでございます。

8款2項3目、道路新設改良費56,500千円のうち、交通安全対策事業（森・天宮地区）10,500千円につきましては、令和5年度

に予定をしておりました測量設計業務委託料でございますが、国の補正予算第2号の成立に伴い、交通安全対策事業費補助金の内示が令和4年度へ前倒しとなったことを受け、予算計上するものでございます。

また、防災・安全交付金（舗装修繕）事業46,000千円につきましては、令和5年度に予定をしておりました町道太田川右岸1号線舗装修繕工事でございますが、国の補正予算第2号の成立に伴い、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策分として防災・安全交付金の内示が令和4年度へ前倒しとなったことを受け、予算計上するものでございます。

4目、橋梁維持改良費4,600千円につきましては、令和5年度に予定をしておりました道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化）による橋りょうの補修設計でございますが、国の補正予算第2号の成立に伴い、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策分として道路メンテナンス補助金（橋梁長寿命化）の内示が令和4年度へ前倒しとなったことを受け、予算計上するものでございます。

3項2目、河川維持改修費37,800千円につきましては、国より令和4年度緊急自然災害防止対策事業の追加募集があり、早期事業着手のため追加要望を行い、準用河川伊豆橋沢川、大久保川、大洞院川改修事業が採択を受けたことから委託料及び改修工事費を計上するものでございます。

23・24ページ、9款1項1目、常備消防費12,475千円につきましては、袋井市森町広域行政組合消防分担金でございますが、人件費の増加等に対応するため増額するものでございます。

5目、災害対策費5,005千円の減額につきましては、ハザードマップ・防災ガイドブック更新業務委託料でございますが、作成にあたり洪水データを取り込み作成するよう計画しておりましたが、今年度中の洪水データの入手が難しいことが分かりましたので減額するものでございます。

11款 1項 2目、林道災害復旧費4,800千円の減額につきましては、台風15号災害の復旧事業にかかる測量設計業務委託料について、設計業務委託の完了により、事業費が確定したことから減額するものでございます。

2項 1目、公共土木施設災害復旧費14,000千円の減額につきましては、台風15号災害の復旧事業にかかる測量設計業務委託料について、設計業務委託の完了により、事業費が確定したことから減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、11款 1項 1目、地方交付税250,000千円につきましては、普通交付税の再算定による追加等に基づく本年度の交付実績見込みを受け、増額するものでございます。

15款 1項 1目、民生費国庫負担金4,388千円につきましては、補装具費支給費に対する負担金2,995千円と、障害福祉サービス費等支給費に対する負担金766千円等でございます。

4目、災害復旧費国庫負担金23,068千円の減額につきましては、公共土木施設災害復旧費に係る国の負担金で、激甚災害に指定された場合の国庫補助率かさ増しを台風15号の災害復旧工事の財源として見込んでおりましたが、かさ増しがなく通常の国庫補助率となることが分かり、減額するものでございます。なお、補助災害復旧事業債を増額し対応いたします。

2項 1目、総務費国庫補助金4,056千円につきましては、国庫補助事業の地方負担分として措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

2目、民生費国庫補助金1,277千円につきましては、森第3放課後児童クラブ新規開所費用等に係る補助金でございます。

4目、土木費国庫補助金30,178千円につきましては、防災・安全交付金（舗装修繕）事業に対する補助金22,500千円と、道路メンテナンス補助金（橋梁長寿命化）事業に対する補助金2,178千円及び交通安全対策事業（森・天宮地区）に対する補助金5,500

千円でございます。

7目、災害復旧費国庫補助金9,255千円につきましては、台風15号災害が激甚災害に指定されたことに伴う災害査定設計経費への公共土木施設災害復旧費補助金でございます。

7・8ページ、16款1項1目、民生費県負担金1,880千円につきましては、補装具費支給費に対する負担金1,497千円等でございます。

2項2目、民生費県補助金1,277千円につきましては、森第3放課後児童クラブ新規開所費用等に係る補助金でございます。

9目、災害復旧費県補助金10,024千円につきましては、台風15号災害が激甚災害に指定されたことに伴う災害査定設計経費への農林水産業施設災害復旧費補助金でございます。

17款1項2目、利子及び配当金5,138千円につきましては、財政調整基金及び地域振興基金の国債の運用により生じた利益等でございます。

2項1目、不動産売払収入26,411千円につきましては、町有地4件4筆の売払代で、企業立地推進基金に積み立てるものでございます。

2目、生産物売払収入3,467千円につきましては、町有林の搬出間伐による木材の売上収入が、当初見込みを上回ることから歳入に計上し、分収契約に基づく分収交付金の財源とするものでございます。

18款1項2目、総務費寄附金100,000千円につきましては、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税でございますが、本年度の寄附額が見込みより伸びておりますので、増額するものでございます。

4目、民生費寄附金1,000千円につきましては、浜松市の篤志者から子どもの貧困対策への活用目的でいただいた寄附金で、低所得世帯等児童の給食費等助成金の財源として活用させていただくものでございまして、寄附金はこども応援基金へ積立て、事業

に応じて繰入を行うものでございます。

9・10ページ、19款1項1目、特別会計繰入金11,307千円につきましては、令和3年度の介護保険特別会計の給付事業等の実績に基づく精算金の受入れでございます。

2項1目、財政調整基金繰入金230,000千円の減額につきましては、本年度の収入状況の見込みから当初予算及び補正予算へ計上しております530,000千円の取崩のうち、一部とりやめによる減額でございます。

7目、ふるさと応援基金繰入金6,400千円の減額につきましては、町道新田赤松線改築工事のうち、ふるさと応援基金を財源に行う歩道のインターロッキング化について、工事の進捗状況から取崩をとりやめる減額でございます。

10目、経済変動対策貸付資金利子補給基金繰入金4,000千円の減額につきましては、令和4年度利子補給額の一部について、国庫補助事業の地方負担分として措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することに伴う減額でございます。

20款1項1目、繰越金4,361千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

21款3項3目、雑入19,801千円のうち、民生費雑入19,337千円につきましては、令和3年度の静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴う返還金でございます。

22款1項6目、土木債69,900千円のうち、公共事業等債4,500千円につきましては、町道新田赤松線改築事業に対する財源として計上するものでございます。緊急自然災害防止対策事業債41,200千円につきましては、本補正予算に加え、補正予算第6号にてお認めいただきました大洞院川に係る河川改修事業に対する財源として計上するものでございます。

11・12ページに移りまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債24,200千円につきましては、防災・安全交付金事業（舗装

修繕) に対する財源として22,500千円及び道路メンテナンス事業(橋梁長寿命化) に対する財源として1,700千円を計上するものでございます。

9目、臨時財政対策債39,526千円の減額につきましては、発行可能額の算定の結果を受け、当初見込額を下回ることから減額するものでございます。

10目、災害復旧債10,900千円につきましては、説明欄の項目にてご説明申し上げます。

現年発生公共土木施設単独災害復旧事業21,300千円の減額につきましては、実施設計委託料へ国庫補助金及び補助災害復旧事業債を活用するため減額するものでございます。なお、この減額は倒木や崩土撤去経費分の増額を含んでおります。

現年発生公共土木施設補助災害復旧事業31,700千円につきましては、台風15号の災害復旧工事の財源として見込んでいた国庫補助金のかさ増し分を補助災害復旧事業債へ振り替えるものと、実施設計委託料の国庫補助の地方負担分へ補助災害復旧事業債を活用するため財源として計上するものでございます。

現年発生農林水産業施設単独災害復旧事業13,800千円の減額につきましては、実施設計委託料へ国庫補助金及び補助災害復旧事業債を活用するため減額するものでございます。なお、この減額は倒木や崩土撤去経費分の増額を含んでおります。

現年発生農林水産業施設補助災害復旧事業6,000千円につきましては、実施設計委託料の国庫補助の地方負担分へ補助災害復旧事業債を活用するため財源として計上するものでございます。

現年発生公共施設等単独災害復旧事業8,300千円につきましては、災害復旧にかかる補助事業の対象となっていない観光施設の土砂撤去等の観光施設等災害復旧事業に対する財源として計上するものでございます。

以上が、令和4年度森町一般会計補正予算(第14号)の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 (中根幸男君) ここでしばらく休憩します。
(午前10時32分 ~ 午前10時45分 休憩)

議 長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第15、議案第12号「令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
(職員朗読)

議 長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第12号「令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。
本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ516千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,153,865千円とするものであります。
当補正予算は、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響で世帯主の所得の減少等があった場合に減免した国民健康保険税のうち10分の6を災害等臨時特例補助金で、10分の4を特別調整交付金で賄う財政支援が行われ、災害等臨時特例補助金の精算が令和3年度末に行われたことに伴い、特別調整交付金の超過交付が確定したことから返還金を計上するものでございます。
それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。
7・8ページ、8款1項3目、償還金516千円につきましては、特別調整交付金の超過交付分を返還するものでございます。
次に、歳入について申し上げます。
5・6ページ、7款1項1目、前年度繰越金516千円につきましては、財源調整としての計上でございます。
以上が、令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第3

号)の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 (中根幸男君) 日程第16、議案第13号「令和4年度森町介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第13号「令和4年度森町介護保険特別会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,243千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,322,197千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、7款1項2目、償還金14,936千円につきましては、令和3年度の介護給付費等に係る国、県の負担金の精算に伴う返還金でございます。

3項1目、一般会計繰入金11,307千円につきましては、令和3年度の介護給付費等に係る町の負担金の精算に伴う繰入金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、7款1項5目、低所得者保険料軽減繰入金1,255千円につきましては、令和3年度の低所得者保険料軽減に係る国、県、町の負担金の精算に伴う追加繰入金でございます。

8款1項1目、繰越金24,187千円につきましては、歳出予算の補正財源としての計上でございます。

10款3項3目、雑入801千円につきましては、袋井市森町介護認定審査会の令和3年度の精算による負担金の返還金でございます。

以上が、令和4年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （中根幸男君）日程第17、議案第14号「令和4年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （中根幸男君）本案について提案理由の説明を求めます。町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君）ただ今上程されました、議案第14号「令和4年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、本年度予算で計上いたしました事業の一部が年度内の完了が見込めないことから、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費を設定するものであります。

2ページ、第1表、繰越明許費をご覧ください。

本年度実施しております污水管渠築造工事でございますが、当工事を受注しました町内の建設事業者につきましては、昨年9月の台風15号豪雨災害に伴う災害復旧への対応を最優先にしていたため、当該事業の着工が遅延し、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことに伴い、事業費155,900千円を令和5年度に繰り越して事業を実施するため、繰越明許費を設定するものでございます。

以上が、令和4年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （中根幸男君）日程第18、議案第15号「令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （中根幸男君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君) ただ今上程されました、議案第15号「令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、本年度予算で計上いたしました事業の一部が、年度内の完了が見込めないことから、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費を設定するものであります。

2ページ、第1表、繰越明許費をご覧ください。

昨年9月の台風15号豪雨災害に伴い実施しております配水施設単独災害復旧工事につきましては、年度内の完了が困難な見込みとなったため、事業費3,460千円を令和5年度に繰り越して事業を実施するため、繰越明許費を設定するものでございます。

理由としましては、配水管復旧工事にあたり、測量設計は委託せず職員の直営にて実施いたしましたため、相応の期間を要しました。また、配水管の布設箇所は県道であることから、道路占用の協議調整が必要でありますとともに、舗装復旧工事につきましては、配水管復旧工事の舗装仮復旧から一か月以上の自然転圧期間を設けることとされておりますことから、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

以上が、令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

(中根幸男君) 日程第19、議案第16号「令和4年度森町病院事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君) ただ今上程されました、議案第16号「令和4年度森町病院事業会計補正予算(第4号)」について、提案

理由の説明を申し上げます。

本補正予算の第2条につきましては、予算第3条に定めた「収益的収入及び支出」の予定額の収入について、第1款病院事業収益第2項医業外収益278,295千円に100,234千円を追加し、378.529千円とし、病院事業収益の予定額を2,952,533千円とするものでございます。

第3条では、予算第7条で定めた「一時借入金」の限度額を60,000千円減額し、612,500千円とし、第4条では、予算第10条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を60,000千円増額し、527,500千円とするものでございます。

それでは、第2条の内容について申し上げますので、8ページをご覧ください。

「収益的収入及び支出」の収入ですが、1款2項1目補助金1節国県補助金40,234千円は、新型コロナウイルス感染症患者等病床確保等事業に係る病床確保のための空床補償、院内感染防止対策の設備整備や新型コロナウイルスワクチン接種の支援に係る国県補助金でございます。

2目他会計負担金1節一般会計補助金60,000千円は、3月に企業債元利償還金の支払いが予定されており、経営安定化のための運転資金として一般会計より繰入をお願いするものでございます。

以上が、令和4年度森町病院事業会計補正予算（第4号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 （中根幸男君）日程第20、議案第17号「静岡地方税滞納整理機構規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （中根幸男君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君）ただ今上程されました、議案第17号「静

岡地方税滞納整理機構規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

静岡地方税滞納整理機構は、静岡県及び県内35市町が連携して地方税の徴収困難事案の滞納処分等を専門的に行う広域連合として、平成20年1月15日に設立されました。

今回の静岡地方税滞納整理機構規約の変更は、現在、静岡地方税滞納整理機構が入居する「静岡中央ビル」の老朽化による建替計画に伴い、JR藤枝駅に近接する「しずおか焼津信用金庫藤枝支店跡」に令和5年10月1日付けで事務所を移転するため、規約に定める事務所の位置を静岡市から藤枝市に改めるものであります。

以上、規約の変更内容をご説明申し上げましたが、規約の変更に当たり、地方自治法第291条の11の規定により、構成団体である県及び市町の議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第21、議案第18号「東遠学園組合規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第18号「東遠学園組合規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、掛川市、菊川市、御前崎市及び森町の3市1町で構成する東遠学園組合の規約の一部を変更するものであります。

今回の規約の変更は、東遠学園組合が運営する児童発達支援センターの定員拡充を図るため、令和6年4月に森町内に開設する児童発達支援センターの名称が「こども発達センターきためばえ」とされたことにより、現在、菊川市内で同名称で開設している施

設の名称を、令和5年4月から「こども発達センターひがしめばえ」に変更するものであります。

規約を変更するに当たり、地方自治法第290条の規定に基づき、組合を構成する市町の議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第19号「公の施設の指定管理者の指定について(森町三倉デイサービスセンター)」から日程第24、議案第21号「公の施設の指定管理者の指定について(森町園田デイサービスセンター)」まで議案3件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今一括して上程されました、議案第19号から議案第21号までの「公の施設の指定管理者の指定につい

て」の3議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議案第19号から議案第21号までの森町三倉デイサービスセンター、森町森デイサービスセンター、森町園田デイサービスセンターの3つの施設の指定管理者の指定を行うものでございます。

この3つのデイサービスセンターは、平成30年4月1日から5年間、指定管理者制度により社会福祉法人森町社会福祉協議会を指定してきました。本年3月末に指定管理期間が満了することから、3施設を一括公募をいたしましたところ、森町森50番地の1社会福祉法人森町社会福祉協議会の1法人から申請がありました。

今回の指定管理者の選定にあたり、指定管理者選定委員会を開催し、申請書類に基づき事業所の運営状況等についてヒアリングを行い、審議をいたしました。その結果、森町社会福祉協議会が、これまで長期にわたりデイサービスセンターの運営を適切に行っている事業所であること。また、指定管理者として運営してきた中で、事業計画書に沿った安定した経営を行い、通所者からも信頼を得ていることなどから、指定管理者として適切に管理を行うことができるかと認められるとの意見をいただきました。

3つのデイサービスセンターの中で、三倉デイサービスセンターは、山間地域の送迎問題もあり経営的には厳しい状況ではありますが、他の施設と同様に公平にサービスを提供する公共性を持った組織である森町社会福祉協議会が、適切に管理を行うことができる指定管理者であると判断いたしました。

つきましては、指定管理者として、社会福祉法人森町社会福祉協議会を指定いたしたく議会の議決をお願いするものであります。

なお、指定期間につきましては、3つのデイサービスセンターとも令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第25、議案第22号「森町道路線の廃止について」及び日程第26、議案第23号「森町道路線の認定について」議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今一括して上程されました、議案第22号「森町道路線の廃止について」及び議案第23号「森町道路線の認定について」提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第22号「森町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

今回廃止する路線は、「太田川圃場南2号線」及び「太田川圃場南4号線」の2路線でございます。路線の位置、延長、幅員等につきましては、お手元にお配りいたしました議案及び位置図のとおりでございます。

まず、「太田川圃場南2号線」でございますが、現在、中川下工業専用地域内で操業している企業の北側敷地への拡張計画に合わせ、計画区域内に介在する町道の廃止を行うものであります。

道路の廃止に関し、町内会、部農会及び路線に隣接した権利者等の同意も得られており、周辺には代替路線となる町道が確保され、通行上も支障はないものと判断し、「太田川圃場南2号線」を廃止するものでございます。

次に、「太田川圃場南4号線」でございますが、中川下工業専用地域内の路線で、町道深山天池線との交差点を起点とし、中川1778番地の1を終点とする路線でございますが、工業専用地域内の未利用地あるいは隣接地への企業誘致を図るため、路線の延伸を計画しております。路線の延伸にあたり、終点位置の変更を伴

いますが、制度上、路線の起終点の変更を行う場合、一旦当該路線を廃止し、新たな路線として再認定する必要があることから「太田川圃場南4号線」を廃止するものでございます。

以上2路線の町道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第23号「森町道路線の認定について」ご説明申し上げます。路線の位置、延長、幅員等につきましては、お手元にお配りいたしました議案及び位置図のとおりでございます。

今回、認定する路線は「太田川圃場南4号線」、「宮代東12号線」及び「新田赤松線」の3路線でございます。

まず、「太田川圃場南4号線」でございますが、先に説明いたしましたように、路線延伸に伴い終点位置を変更し、再認定するものでございます。

次に、「宮代東12号線」でございますが、現在、事業実施中の宮代東大洞院線改良工事により、路線の一部区域が変更となることに伴い、従来「宮代東大洞院線」であった一部区間を新たな路線として認定するものでございます。

最後に、「新田赤松線」でございますが、現在、交通安全対策事業により整備を進めている路線でございます。事業の進捗にあたり、事業中の沿道における建築行為等に対応するため、町道路線として認定し、道路区域の決定を行うものでございます。

以上の3路線の町道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長

(中 根 幸 男 君) 日程第27、議案第24号「令和5年度森町一般会計予算」から日程第36、議案第33号「令和5年度森町病院事業会計予算」まで議案10件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中 根 幸 男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) 本日、令和5年3月森町議会定例会を開
会していただき、令和5年度当初予算の議案を提出するにあたり、
その概要をご説明申し上げますとともに、令和5年度の町政運営
に対する基本方針について、所信の一端を申し述べる機会を得ま
したことを、大変嬉しく思っているところであります。

また、議員の皆さま方におかれましては、国、地方を通じて、
新型コロナウイルス感染症の影響に加え、エネルギー・食品価格
等の高騰により、依然として厳しい経済・財政状況の中、地方創
生の推進、住民の暮らしの安全確保、災害対応等に対し、多大な
ご尽力を賜っておりますことを先ずもって厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度の日本経済の状況をみますと、コロナ禍から
の社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが
続いている一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米
各国の金融引き締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国
経済を取り巻く環境には厳しさが増しております。

こうした状況から政府は、国民生活と事業活動を守り抜くとと
もに、景気の下振れリスクに先手を打ち、民需主導の持続的な成
長経路に乗せていくため、「物価高・円安への対応」、「構造的な
賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とする「物価
高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を策定し、これを
速やかに実行に移し、経済対策の効果が最大限に発揮されるよう
万全の経済財政運営を行うとしており、その裏付けとなる令和4
年度第2次補正予算等を迅速かつ着実に実行し、万全の経済財政
運営を行うとしております。

こうしたもと、令和4年度の実質国内総生産（実質GDP）成
長率は1.7パーセント程度、名目国内総生産（名目GDP）成長
率は1.8パーセント程度となることが見込まれ、また、消費者物

価（総合）については、エネルギーや食料価格の上昇に伴い、3.0パーセント程度の上昇率になると見込まれているところでございます。

こうした中、令和5年度国の予算編成の基本方針の基本的な考え方では、足元の物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくため、重点分野について計画的で大胆な投資を官民連携の下で推進することとし、民主導での成長力の強化と「構造的な賃上げ」を目指し、リスクリング支援も含む「人への投資」の抜本的強化と成長分野への労働移動の円滑化、地域の中小企業も含めた賃上げ等を進めるとともに、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション、デジタルトランスフォーメーションといった成長分野への大胆な投資を促進する。

また、コロナ禍において、婚姻件数・出生数が急激に減少するなど危機的な状況にある少子化に対し、「こども家庭庁」を創設し、結婚・妊娠・子育て世帯への支援など、少子化対策を含むこどもに関する必要な政策の充実を図り、強力に進めるとともに全ての人生きがいを感じられ、多様性のある包摂的社会を目指し、全世代型社会保障の構築、女性活躍、孤独・孤立対策、就職氷河期世代への支援等に取り組む。

そして、国際情勢・安全保障環境が激変する中、機動的で力強い新時代リアリズム外交を展開するとともに、防衛力を5年以内に抜本的に強化する。また、国際情勢の変化に対応したサプライチェーンの再構築・強靱化が急務となる中、円安のメリットもいしかし、企業の国内回帰など国内での「攻めの投資」、輸出拡大の推進により我が国の経済構造の強靱化を図るとともに、半導体をはじめとする重要物資の安定供給の確保や先端的な重要技術の育成等による経済安全保障の推進、食料安全保障及びエネルギー安全保障の強化を図る。

更に、ウィズコロナの下、国民の命と健康を守りながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、次の感染症の危機に備え、司令塔機能の強化に取り組むことに加え、防災・減災・国土強靱化の取組を強力に推進するとともに、農林水産業の振興、質の高い教育の実現、観光や文化・芸術・スポーツの振興、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会の実現等に取り組む、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組と併せて地方活性化に向けた基盤づくりを推進する。

一方、経済財政運営にあたっては、経済の再生が最優先課題であり、経済あつての財政であり、順番を間違えてはならないとし、必要な政策対応に取り組む、経済をしっかりと立て直す。そして、財政健全化に向けて、政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組むとしております。

このような方針に基づいて編成された令和5年度の国の一般会計予算案は、予算規模にして、114兆3,812億円と、前年度当初予算に対して6兆7,848億円、6.3パーセントの増加となっており、過去最大規模であった令和4年度予算額を更に上回っております。

政府は、この予算のポイントとして、「歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り拓くための予算」とし、安全保障・外交、こども政策、地方・デジタル田園都市国家構想、グリーントランスフォーメーションへの対応とともに、骨太方針に基づき歳出改革の取組を継続し、メリハリの効いた予算としております。

一方、令和5年度の地方財政計画につきましては、東日本大震災分を除く通常収支分におきまして、地方税は、42兆8,751億円、対前年度比プラス4.0パーセント、地方交付税は、18兆3,611億円、対前年度比プラス1.7パーセント、投資的経費につきましては、1兆9,731億円と対前年度比マイナス0.045パーセントと見込むな

ど、その歳入歳出規模を、92兆350億円、対前年度比プラス1.6パーセントとしております。

他方、県におきましては「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり～日本の「文化都市」の開幕～」を掲げ、一般会計予算総額を、対前年度比プラス0.4パーセントの1兆3,703億円としております。

歳入では、県税につきましては、経済の持ち直しに伴う企業収益の増による法人2税及び燃料費等の価格上昇に伴う地方消費税の増加の見通しから、対前年度比プラス1.7パーセントとしております。

また、歳出では、社会経済の大きな転換期を迎える中で、静岡県が持つポテンシャルを最大限に活かし、世界共通の目標であるSDGsのフロントランナーとして、「富国有徳の美しい“ふじのくに”」を実現するための予算編成と組織改編を行うとしております。そして、人づくり・富づくりの着実な推進と、生産性の高い持続可能な行財政運営に取り組むとしており、投資的経費につきましては、対前年度比マイナス3.5パーセントの1,867億3,700万円を計上しております。

こうした中であって、本町といたしましても、国・県の施策に注視しつつ、新型コロナウイルス感染症への対策に引き続き取り組むとともに、ウィズコロナの社会を見据え、将来にわたって安定的な行財政運営を継続していくため、引き続き財政の健全化に努めるとともに、森町の地域特性や可能性を活かした地方創生に取り組み、地域資源を活かした持続可能なまちづくりを推進してまいります。

令和5年度は、本町のまちづくりの指針となる「第9次森町総合計画」における、「人の輪」「対話」「調和」の3つの基本理念を踏まえ、次世代の森町づくりを進めるため、引き続き町民と行政が一体となり、さまざまな施策に着手し、まちの将来像「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現に向け、取り組んでまいり

ます。

また、「第9次森町総合計画」の計画的な推進にあたっては、森町行財政改革大綱及び森町行財政改革プランに沿って、持続可能な行財政運営を目指すとともに、新たな行政課題に、迅速かつ的確に対応するための体制づくりを引き続き進めてまいります。

更に、活力ある森町の未来を築いていくためには、国と地方が一体となって施策に取り組む必要があり、地方が成長することがすなわち国全体の成長につながるものと考えておりますことから、町長として、国や県に対し、森町の活性化につながる積極的な施策の推進を、引き続き強く働きかけてまいりたいと考えております。

そして、森町が将来にわたり住み良いまちとなるよう、今後も、町民の皆さまの英知とご支援・ご協力をいただきながら、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

以上の点を踏まえまして、令和5年度当初予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

最初に、議案第24号「一般会計予算について」でございます。

参考資料、令和5年度森町当初予算（案）概要も併せてご覧ください。

予算規模は、9,141,000千円と、前年度当初予算に対して、プラス365,000千円、4.2パーセントの増加となっております。

本予算案では、いまだ復旧作業が続いております昨年9月の台風15号による被災施設等に係る復旧関連経費を計上するとともに、ウィズコロナの中において、新しい森町を切りひらいていくため、「遠州の小京都リノベーション推進計画」に基づく事業の着手、企業誘致と産業の育成、移住定住の推進のための支援、交流人口・関係人口の拡大確保、国立大学法人浜松医科大学への寄附講座の設置、待機児童ゼロを目指すとともにこども医療費助成による自己負担額の無償化、原材料価格等の高騰による学校給食保護者負担増への支援、ICT教育の更なる充実、森林環境教育

の取組など子育て世帯への支援と教育環境の充実、老朽化対策を含む防災・減災・国土強靱化の推進など安全・安心の確保、加えて、カーボンニュートラルの実現及びデジタル・ガバメントを含むデジタル・トランスフォーメーションの推進を図り、誰もが幸せを感じながら住み続けられるまち、「心和らぐ森町」実現のために積極的に取り組む「森町の次代をひらく積極予算」としております。

歳出における主な増加要因といたしましては、昨年9月の台風15号に関連する災害復旧費、町道新田赤松線の整備促進に伴う事業費の増、新規開園する保育園の委託料、新たに浜松医科大学に設置する森町地域包括ケア寄附講座事業、文化会館長寿命化対策設備改修事業の増等によるものであります。

一方、減額要因といたしましては、保育園整備事業に係る補助金の皆減、上水道安全対策事業に係る繰出金の減、図書館吊り天井耐震補強の完了、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減少等が挙げられます。

次に、マニフェストに掲げました「次代につなぐ5つの取組」に沿いまして、主な事業を述べさせていただきます。

一点目の「助け合いふれあう健やかなまちづくり」につきましては、まず、地域における高齢者、障害児者、児童等の福祉の分野における包括的上位計画となる「地域福祉計画」の策定とともに、「障がい者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」並びに「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを、5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げる方針となり、また、マスク着用が緩和されてまいります。感染対策としてのワクチン接種は有効でありますので、重症化リスクの高い人や高齢者、医療従事者等につきましては2回、その他の人は1回の接種が引き続き国

において継続される見通しであります。なお、詳細な国の方針が示されておりませんでしたので、現制度における未接種の方のワクチン接種に係る経費を見込んでございます。

子ども・子育て支援としましては、昨年4月に始動した全ての子どもとその家庭への切れ目のない支援を提供する「こども家庭総合支援拠点」の機能強化を図り、新たに、虐待や貧困、ヤングケアラーなど支援を必要とする子どもの育ちを支援する「森っ子お助け隊事業」に取り組むとともに、発達障害等による支援を必要とする就学前児童に対応するため、療育関係業務を専任する「療育コーディネーター」を配置し、早期に子育て・子育ちを総合的に進められる体制を整えてまいります。

また、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行う「出産・子育て応援事業」を実施し、併せて産婦健康診査・産後ケア事業に引き続き取り組むとともに、子育て支援に係る包括的な情報を掲載する「子育て応援サイトもりっこ」を活用し、妊娠期から子育て期の情報を網羅し、保護者の育児不安解消の一助となるよう、妊娠から出産、育児に至るまで切れ目のない、子ども・子育て支援策に取り組めます。

更に、民間事業者が整備を進めております新たな保育園に係る保育委託料を確保し、保育園待機児童ゼロを目指すとともに、新たに、保育士に求められる専門性の向上と処遇改善の推進に必要な研修受講の機会確保・充実のため、近隣市と連携した保育士等キャリアアップ研修に取り組むほか、要支援児童に対する保育の充実を図るため、加配保育士の人件費補助に取り組んでまいります。

そして、引き続き保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズに合った保育サービス等の情報提供を行う保育コンシェルジュの配置や、病児・病後保育への対応、保育園等の委託料や利用給付費の確保、認可外保育施設利用者に対する保育料助成をしてまいります。

加えて、本年10月からこども医療費助成事業を拡充し、高校生年代までの医療費窓口自己負担の無償化を実現するとともに、今年度に引き続き、学校給食等における原材料価格等の高騰に係る費用増額分を支援し、給食費保護者負担を据え置くこととするほか、児童手当支給事業、森っ子出産祝金に引き続き取り組むことにより、子育て世代の不安の解消や経済的な負担の軽減を図ってまいります。

乳幼児につきましては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育園で一時的に預かることができる一時預かり事業や、保育における小規模保育所事業、幼稚園児につきましては、全園での預かり保育事業に加え、保護者のニーズに応じた森・園田幼稚園での預かり保育の時間延長、小学生につきましては、放課後児童クラブの受け入れ児童数の増員に対応するとともに、旧天方小学校での放課後こども教室を継続して実施することに加え、新たに、森小学校にて放課後子ども教室に取り組み、子育て環境の充実を図ってまいります。

少子化対策としましては、引き続き不育症治療費に対する助成、胎児の先天性風しん症候群を予防するための予防接種事業、多胎妊婦を含む妊婦健康診査の実施等により、経済的負担の軽減を図ることとします。このような取組を通して、保護者の就労支援、多様な保育の促進並びに児童等の健全な心身の発達への支援等に努めてまいります。

一方、心身障害児の療育推進及び保護者の養育負担の軽減として、障害児への支援を引き続き実施するとともに、福祉施設への通所に係る費用の助成や、重度身体障害者への自動車や住宅改造費に対する補助経費等を計上しており、障害者等がより身近な所で支援を受けられる環境づくりに取り組んでまいります。また、令和6年度飯田地区への開設を予定しております東遠学園組合きためばえの施設整備に要する費用を、東遠学園組合分担金に含め計上しております。更に、成年後見支援中核機関「成年後見制度

サポートセンター」を委託設置し、成年後見制度を利用しやすい地域体制の確保を図ってまいります。

その他、令和4年度より接種の積極的勧奨が再開された子宮頸がんワクチンについては、対象年齢に加え、積極的勧奨が控えられてきた対象者についても、より効果の高いワクチンを全額公費負担で受けられるようにするとともに、高齢者に対するインフルエンザなどの予防接種事業及び高齢者肺炎球菌予防接種事業等を継続して実施し、新たに、高齢者等の電動車イス購入に対する助成制度を設けてまいります。

加えて、お達者度の高い人にやさしいまちづくりを推進するため、新たに国立大学法人浜松医科大学に「森町地域包括ケア寄附講座」を設置し、健康寿命・お達者度の延伸を図り、高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、高齢者の生活を支える重層的な支援体制（地域包括ケアシステム）の深化を図るとともに、地域包括支援センターにリハビリ専門職を置き、地域における介護予防・重度化防止の機能強化を図ります。

更には、男女共同参画社会の実現、多文化共生への取組等を行ってまいります。

また、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う、地域学校協働活動を推進する地域学校協働本部事業についても、引き続き各中学校区毎に取り組んでまいります。

更に、国民健康保険や介護保険等の特別会計の健全運営に係る繰出金等を計上するとともに、森町病院につきましては、経営強化のため340,000千円を繰り出し、地域医療の充実のため、第4次公立森町病院経営改革プランに基づく改革を進めつつ、新たに持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づく「病院経営強化プラン」を策定し、病院事

業の経営強化に総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

二点目の「安全で住みよいまちづくり」につきましては、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく取組を当町においても進めるため、行政手続きのオンライン対応や、マイナンバーカードの普及促進とともに、デジタル・ガバメントの推進のため、引き続き外部のデジタル人材を活用してCIO補佐業務を委託し、庁内の環境整備を図ることとしております。加えて、デジタル・デバイド（情報格差）対策として、高齢者向けのスマートフォン操作講座の開催に取り組んでまいります。

また、国の補助金を活用した町道新田赤松線の積極的な整備促進、辺地債を活用した町道の整備等に引き続き取り組むとともに、森町袋井インター通り線の整備促進を図るため、昨年11月に県、袋井市と締結した覚書の対象区間に係る測量調査等の経費を負担します。加えて、町営住宅やアクティ森、学校施設等の長寿命化対策、防災・減災・国土強靱化対策を進めるため、緊急自然災害防止対策事業債や緊急浚渫事業債を活用し、法面崩壊対策や河川の浚渫を実施します。更に、消防団員の実災害における出動に係る報酬を大幅に引き上げ、団員処遇の改善を図ってまいります。

空き家対策として、空き家実態調査の結果を受け、調査結果のデータベース化や、所有者の意向に基づく相談支援を行い、使える空き家を確保していくとともに、人が住まなくなった空き家は急速に老朽化し有効活用が困難になることから、早期に次の活用が図られる仕組みづくり、体制づくりを進めます。

加えて、周辺への悪影響が懸念される危険空き家等の除却を対象とする補助制度等により、安全・安心とともに空き地の有効活用が図られるように取り組みます。

また、引き続き町民と行政が一体となってまちづくりを進める協働まちづくり推進事業費を計上するとともに、天竜浜名湖鉄道の軌道敷の法面等の美化活動等への支援として、レールフレンド

シップ事業を実施し、協働意識の高揚を図ってまいります。

更に、天竜浜名湖鉄道への助成、三倉・天方地区での自家用有償旅客運送バス運行事業及び民間バス路線への支援を継続し、地域公共交通の確保に努めるとともに、バス、タクシー及び天竜浜名湖鉄道の利用者に対する森町公共交通利用券助成事業により、自家用車を運転できない高齢者の日常生活の移動への支援にも努めつつ、令和4年度調査結果をふまえ、当町の実情に応じた持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保や、地域交通に関する指針となる地域公共交通計画の策定に取り組めます。

更には、インフラ老朽化対策として、国の道路メンテナンス事業費補助金を活用した橋梁の長寿命化、上水道耐震化事業のための上水道安全対策事業繰出金とともに、公共下水道事業特別会計への繰出金を計上し、上下水道施設等の整備に取り組んでまいります。

三点目の「人の交流で賑わうまちづくり」につきましては、遠州の小京都推進事業では、森地区に点在する古民家、蔵等や公共施設跡地等の利活用を推進するための「遠州の小京都リノベーション推進計画」に基づき、旧児童館及び旧静岡銀行森町支店を拠点の整備に先立ち解体するとともに、歴史的文化的建築物利活用プロデュース業務委託料を計上し、旧藤江勝太郎家の利活用に着手してまいります。また、産・学・官連携による、「遠州の小京都森町の香」プロジェクトに引き続き取り組んでまいります。また、観光協会が行うNHK大河ドラマ「どうする家康」の放映にあわせた、大河ドラマ連動型の観光誘客事業に対し補助してまいります。

そして、東京都江東区で開催される「江東区民まつり」への出展等による、観光誘客の推進にも取り組むとともに、森町ふるさと会交流事業の開催による森町ファンの拡大とネットワークづくりに努めてまいります。

更には、新たにアーティスト・イン・レジデンス事業や、ワー

ケーション事業の推進など、関係人口を創出し地域の活性化を図る取組を行う団体等が行う交流施設等の整備事業を支援する「人をつなぐ関係人口創出事業」を設けてまいります。これらの取組から、森町の潜在的な魅力に加え、新しい魅力を発信することで、知名度とともに認知度を向上させ、観光交流人口と関係人口の拡大につなげていきたいと考えております。

また新たに、地域の多様な関係者が当事者として取組に参画し、学びの循環づくり、学びを通じた地域づくりを推進し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく社会の構築を目指す取組として、「しずおか寺子屋推進事業」に取り組んでまいります。

四点目の「活気に満ちた活力あるまちづくり」につきましては、積極的な企業誘致と雇用の確保のため、新たに、遠州森町パーキングエリア周辺地区を企業誘致候補地として検討するための開発課題整理に着手してまいります。また、引き続き産業立地奨励事業費補助金を計上し、企業の投資に対する固定資産税等の助成を行ってまいります。

農林業関係につきましては、茶業等の農業振興、農業用水パイプラインの更新事業及び水田の暗渠排水の整備等を実施する県営の農地整備事業への負担金、農道整備に係る県営経営体育成樹園地再編整備負担金、県営林道開設事業の負担金、国際森林認証に基づく木材のブランド化、農林業用施設等の適切な維持管理、有害鳥獣対策、農業振興地域整備計画の見直し作業に引き続き取り組むとともに、農地利用の姿を明確化する地域計画策定に向けた意向調査に着手してまいります。

ふるさと納税推進事業としましては、受け入れた寄附に係るお礼の品等の関係経費について、寄附額の2分の1以内となるよう制度を遵守し、引き続き新しい魅力ある返礼品の発掘とともに森町の特産品をPRし、地場産業の振興に寄与するよう取り組んでまいります。

移住・定住の促進対策としましては、移住希望者からの相談内容に「住まい」に次いで「生活環境・子育て」の相談件数が多くなっており、自分らしい生活様式を実現できる地方移住を真剣に考える世帯が増加傾向となっております。こうした移住希望者の背中を押す事業として、「森町移住者新生活応援金」を新たに設け、森町における新生活を支援してまいります。

また、行政と連携し、より丁寧で柔軟な対応を行う移住コーディネーターを継続して配置し円滑な移住相談を推進するとともに、森町空き家・空き地バンクの登録を促進するため、空き家の家財道具等残置物処分や、リフォームにも対応した空き家等利活用促進支援を継続して行ってまいります。

そして、引き続き婚姻後の定住を促し、森町での新婚生活を応援するための「住もうよ森町新婚さん応援金」、国の補助事業である新婚生活の経済的支援の「結婚新生活支援事業」とともに、対面に加えてVRを活用したリモートによる移住相談対応や、移住フェア等の相談会場への参加による情報発信、東京圏からの移住者を支援するための移住就業支援補助金等により、移住・定住の更なる促進を図ります。

小中学校の再編により生じた学校跡地につきましては、森町小中学校跡地利活用検討業務委託料を計上し、利活用方針に基づく利活用に向けた具体的な取組を進めてまいります。

五点目の「自然を守り歴史に学ぶまちづくり」につきましては、文化財の保存・活用に関して、町が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定める「文化財保存活用地域計画」の作成に取り組めます。

森林関係につきましては、森林環境譲与税を活用した事業として、森林所有者への意向調査結果に基づき、公益的機能の向上を増進するための森林整備や林道・作業道等の整備、インフラ保全のための森林整備などに取り組み、森林の適正管理による地球温暖化対策の一助としてまいります。加えて、小学校5年生を対象

とした旧三倉小学校学校林で行う森林環境教育に引き続き取り組んでまいります。

また、地球温暖化防止啓発事業や、小学生を対象とした地球温暖化防止啓発の環境教育授業への支援、家庭用蓄電池の導入を対象に含む新エネルギー機器等導入促進補助金、生ゴミ処理機購入費補助金、資源ゴミの拠点回収等とともに、電動アシスト付自転車の購入補助に引き続き取り組んでまいります。

教育学習関係におきましては、小中学校での1人1台端末の環境を日常的に活用できるよう、ICT推進事業としてICT授業づくりのためのアドバイザーを確保してまいります。また、外国青年を招き、外国語教育を通して今後の国際化社会に対応できる児童生徒を育成していくための英語教育の推進、不登校等で学校生活に対応できない児童生徒を支援するための居場所づくりと、保護者への相談業務を行う教育支援センター事業、学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るための指導を行う通級指導教室等に引き続き取り組んでまいります。

更に、本町名誉町民第1号であります杭迫柏樹氏より寄贈を受けました作品等を町内公共施設や学校等に展示することで、町民や児童生徒が芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

加えて、森町歴史伝統文化保存会の活動を支援してまいります。

次に、これらを賄う財源の主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、自主財源の大半を占める町税についてであります。地方財政計画の見込み及び令和4年度の収納実績、企業業績の状況等を考慮し、個人町民税は、対前年度比マイナス0.1パーセントの833,000千円、法人町民税は、対前年度比プラス13.8パーセントの132,001千円、固定資産税は、対前年度比プラス1.1パーセントの1,172,000千円とし、町税全体では対前年度比プラス1.4パーセントの2,370,001千円といたしました。

地方交付税につきましては、地方財政計画、今年度の実績見込

等を考慮し、対前年度比200,000千円増の1,995,000千円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、新規保育園の整備事業に伴う交付金、参議院議員通常選挙執行経費交付金の皆減、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減等により、全体で893,472千円、対前年度比111,372千円の減、マイナス11.1パーセントの計上となっております。

一方、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を対前年度比50,000千円増の450,000千円を計上したほか、減債基金繰入金130,000千円、ふるさと応援基金繰入金182,254千円など、対前年度比140,276千円増の813,540千円といたしました。

町債につきましては、町道新田赤松線整備や橋りょうの長寿命化対策、農業基盤整備等の財源として公共事業等債141,100千円、町営住宅長寿命化対策の財源として公営住宅建設事業債35,000千円、町道栄泉寺線法面整備の財源として緊急自然災害防止対策事業債31,500千円、公共施設及び町道舗装の長寿命化対策に加え、旧児童館及び旧静岡銀行森町支店の解体等の財源として公共施設等適正管理推進事業債134,900千円、上水道の安全対策事業として上水道事業（一般会計出資債）71,000千円等を計上するとともに、臨時財政対策債59,000千円を含め、対前年度比18,900千円減の627,200千円としております。

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 提案説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

（ 午後 0 時 0 1 分 ～ 午後 1 時 0 0 分 休憩 ）

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 休憩前に引き続き会議を開きます。
提案説明を続けてください。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） それでは次に、議案第25号から議案第31号までの特別会計予算でございますが、議案第25号「国民健康保険特別会計予算」は、県に納める国民健康保険事業費納付金と、

過去3年間の療養給付費を基に推計した医療費等から年間予算を推計しており、予算総額は、2,156,977千円で、対前年度比プラス0.6パーセントの計上となっております。

次に、議案第26号「後期高齢者医療特別会計予算」では、被保険者から徴収した保険料を運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、予算総額は、240,592千円で、対前年度比プラス1.1パーセントの計上となっております。

次に、議案第27号「介護保険特別会計予算」でございますが、予算総額は、2,242,397千円で、対前年度比プラス0.1パーセントの計上となっております。

歳入では、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料は、対前年度比プラス0.3パーセントの476,910千円の計上としております。また、国・県等の支出金は、保険給付費及び地域支援事業費に係るそれぞれの負担割合を乗じて計上しております。

歳出では、全体の92.6パーセントにあたる保険給付費につきまして、第8期介護保険事業計画と実績見込に基づき2,076,000千円と、地域支援事業に係る事業費として133,304千円の計上となっております。

次に、議案第28号「公共下水道事業特別会計」でございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ1,041,130千円で、対前年度比プラス32.6パーセントの計上となっております。

主な増加要因としましては、下水道管渠築造工事及び下水道管渠築造に伴う上水道布設替工事に係る補償金の増額でございます。

歳入の主なものとしましては、水の安全・安心基盤整備総合交付金、一般会計繰入金、町債、受益者負担金と下水道使用料等でございます。

歳出の主なものとしましては、人件費4名分を含む事務的経費、森町浄化センター維持管理業務委託料、汚水管渠実施設計業務委託料と築造工事費、補償金及び町債元利償還金等でございます。

その他、議案第29号「大久保簡易水道事業特別会計予算」、議案第30号「三倉簡易水道事業特別会計予算」及び議案第31号「大河内簡易水道事業特別会計予算」は、ともに事業執行に必要な経費を計上させていただき、住民サービスの向上と本会計の趣旨に沿った健全経営に努めてまいります。

次に、議案第32号「水道事業会計予算」でございますが、収益的支出と資本的支出の総額は、884,294千円で、対前年度比プラス3.3パーセントの計上となっております。

主な増加要因としましては、北部配水池増設工事や老朽管更新工事、公共下水道事業の実施に伴う配水管布設替工事等の工事請負費の増額でございます。

水道事業につきましては、安心して飲むことができる水を安全かつ安定的に供給することが使命でございますので、健全経営が不可欠でございます。今後も引き続き最大の努力をしてまいります。

最後に、議案第33号「森町病院事業会計予算」でございますが、「収益的収入及び支出」の予定額では、病院事業収益を2,937,290千円、病院事業費用を3,368,407千円と見込み、病院事業費用が病院事業収益を431,117千円上回る収支不均衡の予算となっております。

「資本的収入及び支出」の予定額では、資本的収入を303,063千円、資本的支出を460,852千円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、一時借入金で処理することとしております。

入院につきましては、急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟の3つの病棟を病状と入院目的により機能させ、質の高い医療を提供するとともに、高い病床稼働率を目指してまいります。入院患者数は、新型コロナウイルス感染症の確保病床の減少や整形外科医の増員により増加するものとし、入院単価は、手術の増加により増額することが見込まれたため、入院収

益全体では前年度より大幅な収益増となっております。

一方、外来は、コロナ禍の影響により令和2年度から患者数は減少しましたが、家庭医療クリニック及び訪問看護ステーションの患者数は年々増加し、森町病院では整形外科の患者数も増加する見込みであり、前年度より収益増となっています。

病院を取り巻く状況を見ますと、医師確保につきましては、厳しい状況下ではありますが、4月から整形外科医師2名の増員を図ることができる見込みであり、今後も内科医師、小児科医、家庭医の確保に取り組み、収益確保に向けた診療体制の構築に努めてまいります。

また、看護師確保につきましては、前年度末までの正規職員の退職予定者の補充はできる見込みではありますが、今後も採用状況は厳しい状況が続くと思われ、更には産休・育休者などや年度途中での退職者もあることから、今後も看護配置の最適化により効率的な病棟運営に努めてまいります。

以上のことから、令和5年度におきましては、引き続き機能別の病棟運営を維持し、地域のニーズに応じた医療提供体制とすることで、安定的な収益確保に繋げていきたいと考えております。

公立病院経営強化プランにつきましては、令和4年3月に総務省から、持続可能な地域医療提供体制を確保するための新たなガイドライン「公立病院経営強化ガイドライン」が示されたことから、令和5年度には、令和6年度から最終年度を令和9年度とする4年間の計画期間としたプランを策定する予定としております。引き続き、より実効性の高いプランとなるよう、経営の安定を目指し、職員一同一層努力してまいりますので、議員各位におかれましても、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

以上で、森町の令和5年度予算の概要の説明とさせていただきます。

令和4年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響とともに、急激な円安の進行、エネルギーや食料品価格の高騰、資材不

足等により、全国的に経済や生活に多大なる影響を受けた年でありました。加えて、森町では、七夕豪雨以来の大きな被害をもたらした台風15号により、今もなお復旧が進まず、自然に対する脅威と、防災・減災・国土強靱化対策の重要性を改めて実感したところでございます。

新年度を迎えるにあたり、町民の皆さまとこれから生まれてくるお子さん、そして森町を訪れる方々が、いつまでも元気で健やかに森町で過ごしていただくことができるよう、そして、誰もが未来が描け、誰もが幸せを感じながら住み続けられるまち、「心和らぐ森町」の実現を目指し、新しい森町、次代の森町を切りひらいていくため、「森町の次代をひらく積極予算」とし、果敢に取り組んでまいります。

引き続き「第9次森町総合計画」の将来像に掲げた「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現に向け、併せて、人・自然・歴史を次代につなぐ「心和らぐまちづくり」の実現に向けて、全身全霊を傾けてまいり所存でございますので、議員各位のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。概要説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議 長 (中 根 幸 男 君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月8日午前9時30分、本会議を開き、議案に対する質疑及び委員会付託を行います。

なお、議案第11号から議案第16号までの補正予算6件は、討論・採決まで行います。

本日は、これで散会します。

(午後 1時57分 散会)